

小値賀町議会第3回定例会 (第6日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	浦	幸一	郎
会	計	熊	脇	也
総	務	中	川	也
住	民	吉	元	信
福	祉	平	湯	浩
産	業	西	村	之
産	業	尾	崎	三
建	設	升	水	司
診	療	尾	野	昭
教	育	田	川	信
農	業	蛭	子	市
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	大	田	一	夫	
議	会	事	務	局	書	記	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第3回定例会

平成25年9月17日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員 ・ 近藤育雄議員）
- 第 2 議案第47号 平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）

延会となったため、日程第3～8については、24日（第13日目）へ

- 第 3 議案第48号 平成25年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第49号 平成25年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第50号 平成25年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第51号 平成25年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第52号 平成25年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第53号 平成25年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

## 午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番・伊藤忠之議員、1 番・近藤育雄議員を指名します。

### 日程第 2、議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

まず最初にひとつ残念なニュースが入ってきておりますので、お知らせをしたいと思います。ご承知かとも思いますけども、世界遺産についての件でございますけども、長崎県と関係市町でお願いをしておりました教会群のユネスコへの推薦が、国内のひとつの枠を巡って争っていたわけですけども、明治の産業革命ということで、残念ながら選にもれております。本当に残念な結果に終わっておりますが、今後対応につきましては、県や関係市町村と協議を行っていくことになるかと思っております。

それでは早速、議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明をいたします。

補正の主な内容は、歳入では普通交付税の額の確定による計上。歳出では 4 月の人事異動及び 7 月からの給与等減額措置に伴う各費目人件費の補正、特別会計各会計の決算に伴う繰越金計上による一般会計繰出金の補正、学校給食調査費の計上、8 月 25 日の豪雨による農地・農業施設の災害復旧工事費の計上が主なものでございます。

第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 6,940 万円を追加し、補正後の予算総額を 26 億 1,070 万円とするものでございます。

第 2 条は地方債の追加変更で、学校給食施設にかかる辺地債と臨時財政対策債の計上でございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。詳細については担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、9

頁、歳入より概要をご説明いたします。

1 款・町税、1 項・町民税、1 目・個人は 93 万円を減額し、補正後の町民税を 6,070 万 1,000 円としております。2 項、1 目・固定資産税を 45 万 7,000 円増額し、補正後の額を 7,043 万 9,000 円としております。3 項、1 目・軽自動車税を 12 万 4,000 円減額し、補正後の額を 713 万 8,000 円としております。

8 款、1 項、1 目・地方特例交付金を 4 万 3,000 円減額し、補正後の額を 5 万 7,000 円としております。

9 款、1 項、1 目・地方交付税は普通交付税の額の確定で 4,496 万 8,000 円を補正し、補正後の額を 16 億 1,326 万 8,000 円としております。

14 款・県支出金、2 項・県補助金は、1 目・総務費県補助金 30 万円、4 目・農林水産業費県補助金は、1 節・農業費補助金で、農地区画整理にかかる構造改善加速化支援事業費補助金が主なもので、268 万円計上。9 目・災害復旧費県補助金は 8 月 25 日の豪雨による農地・農業施設被害の災害復旧費補助金で 500 万円を計上。2 項・県補助金の補正後の額を 1 億 5,575 万 2,000 円としております。

15 款・財産収入、1 項・財産売払収入、4 目・出資金等返還金は、雑入で予算計上していた担い手公社リースハウス建設資金返還金 66 万 4,000 円の科目振替で、補正後の額を 66 万 8,000 円としております。

17 款・繰入金、2 項・特別会計繰入金、3 目・介護保険事業特別会計繰入金を 148 万 2,000 円計上し、補正後の額を 148 万 3,000 円としております。

18 款、1 項、1 目・繰越金を 393 万 1,000 円減額、4,056 万 9,000 円としております。

19 款・諸収入、4 項、5 目、4 節・雑入は、担い手公社研修生の研修中止に伴う返還金 142 万 9,000 円、情報発信事業にかかる町村会助成金 100 万円が主なもので、205 万 5,000 円を補正し、補正後の額を 3,485 万 6,000 円としております。

20 款、1 項、1 目・総務債は臨時財政対策債で 762 万 2,000 円を増額。8 目・教育債は学校給食共同調理場建設にかかる辺地債で 920 万円を計上し、補正後の町債を 1 億 8,162 万 2,000 円としております。

12 頁、歳出について申し上げます。

1 款、1 項、1 目・議会費は、議員報酬、職員人件費の減額が主なもので、46 万 6,000 円減額し、補正後の議会費を 5,910 万 3,000 円としております。

2 款・総務費、1 項・総務管理費は、1 目・一般管理費で異動に伴う人件費ほか 237 万 2,000 円の減額。3 目・財政管理費も同じく人件費で 105 万 2,000 円の増額。3 目・財産管理費は説明欄のとおり、減債基金と社会体育施設整備基金に 5,905 万円を計上。6 目・企画費は宮崎町の旧高校住宅の外壁工事 400 万円

と、情報発信のための町イチ村イチ 2014 参加経費が主なもので、579 万 1,000 円を計上。8 目・空港費を 11 万 4,000 円計上。補正後の 1 項・総務管理費を 3 億 7,199 万円としております。2 項・徴税費、1 目・税務総務費を 266 万 7,000 円補正し、補正後の額を 3,246 万 7,000 円としております。3 項、1 目・戸籍住民基本台帳費を 57 万 5,000 円減額し、補正後の額を 2,066 万 1,000 円としております。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、1 目・社会福祉総務費を 29 万 1,000 円減額し、4 目・障がい者福祉費を 52 万 6,000 円計上し、補正後の額を 3 億 1,234 万 3,000 円としております。2 項・児童福祉費は 3 目・児童福祉施設費 4 万 5,000 円減額、補正後の額を 5,950 万 4,000 円としております。3 項・生活保護費、1 目・生活保護総務費を 32 万 5,000 円減額し、5,522 万 2,000 円としております。

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1 目・保健衛生総務費は、人件費補正と特別会計決算に伴う繰越金と、一般会計繰入金の調整による繰出金の補正が主なもので 1,525 万 8,000 円を減額、補正後の保健衛生費の総額を 1 億 3,621 万 6,000 円としております。2 項・清掃費、1 目・塵芥処理費を 14 万 1,000 円、2 目・し尿処理費を 9 万 6,000 円減額し、補正後の清掃費を 1 億 454 万円としております。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、2 目・農業総務費を 37 万 5,000 円減額。4 目・畜産業費は放牧場整備にかかる補助金 43 万円を計上。5 目・農地費は基盤整備にかかる補助金ほか 450 万円の計上で、1 項・農業費の補正後の額を 2 億 768 万円としております。3 項・水産業費、1 目・水産業総務費 28 万 6,000 円を減額。2 目・水産業振興費を 18 万円計上。4 目・漁港管理費 16 万 3,000 円計上。5 目・漁港建設費を 4 万 2,000 円減額。補正後の水産業費の総額を 1 億 9,913 万 4,000 円としております。

6 款、1 項・商工費、1 目・商工総務費 1,000 円を計上。3 目・観光費は、観光パンフレット印刷代ほか 95 万 3,000 円を計上。4 目・じげもん振興費は商品開発加工施設整備関係が主なもので 680 万円を計上し、補正後の商工費の総額を 9,412 万 4,000 円としております。

7 款・土木費、1 項・土木管理費、1 目・土木総務費は 83 万 6,000 円を計上し、補正後の額を 1 億 7,473 万 4,000 円としております。2 項・道路橋梁費、2 目・道路維持費 120 万円を計上し、補正後の額を 2,370 万 4,000 円としております。

9 款・教育費、1 項・教育総務費、2 目・事務局費 271 万 5,000 円を減額し、補正後の額を 3,128 万 7,000 円としております。2 項・小値賀小学校費を各目のおり 137 万 4,000 円補正し、補正後の額を 1,669 万円としております。6 項・幼稚園費を 19 万 3,000 円減額し、補正後の額を 2,595 万 4,000 円としておりま

す。7 項・社会教育費、1 目・社会教育総務費は、人件費が主なもので 600 万 3,000 円減額補正し、補正後の社会教育費の額を 7,360 万円としております。8 項・保健体育費、2 目・学校給食費は 26 年度建設予定の給食施設の設計委託料で 924 万円計上し、補正後の額を 2,983 万 3,000 円としております。

10 款・災害復旧費、1 項・農林水産施設災害復旧費、1 目・農業用施設災害復旧費は、各節のとおり 819 万 6,000 円を計上。補正後の額を 820 万円としております。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金、1 目・渡船事業特別会計繰出金を 449 万円減額し、補正後の特別会計繰出金を 1,551 万円としております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・町 税

町税ありませんか。

伊藤 議員

**9 番（伊藤忠之）** 町税のですね、個人の分ですけども、これが補正で 93 万ほど減額になっております。この、ちょっと内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

平成 25 年の所得がですね、確定いたしております。申告によりますと、全体の収入で 1 億 7,600 万程度下がったというようなことと、これを所得別に直しますと約 3,000 万ぐらい下がっております。こういうようなことですね、算定を行った結果、現年課税分が 98 万下がったというような状況でございます。

**議長（立石隆教）** 伊藤 議員

**9 番（伊藤忠之）** 全体的に税金の収入が下がったということですが、その主な原因は为什么呢。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

漁業を含む営業がですね、収入ベースで 2 億ぐらい下がっております。それから農業が 1,000 万程度です。それから給与関係が 1,300 万下がっております。こういうような状況の中で、全体的に下がったというように考えております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか、町税。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次に移ります。

第 8 款・地方特例交付金

伊藤 議員

9番(伊藤忠之) 今回当初予算で10万円ほど上がってまして、今回4万3,000円減額になってますけども、この減額の内容と、それからこの特例交付金の今後の見通しをお願いします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

地方特例交付金は国の税等の減額措置に伴う地方の収入が減るときに、この地方特例交付金で手当をするというもので、制度は自動車減税とか、過去に子ども手当とか、そういったことの特例的なものの時に増えた経緯がございます。もともとは住宅新築に伴う減税措置にかかる分がこの地方特例交付金のベースでございまして、そういうわけで大体10万円ほど見込んでいたわけですがけれども、実際にはこの回の減額という形になっております。今後の見込みというものも、国の制度がどのように動くかでちょっと予測がつかないところがございまして、当面、今のところ住宅減税の部分だけですので、この金額で推移するものかと思えます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第9款・地方交付税

浦 議員

7番(浦 英明) 先ほどの説明で地方交付税、これ普通交付税はこれで確定だというふうに言われましたけども、普通交付税を合計しますとですね、今年度15億2,496万8,000円ですね、24年度と比較すると1,500万ばかり減額となっておりますわけなんですけど、このことについてはこの前、職員の給与カット等が一応、含まれておりまして、その分が650万ぐらいだといっておりましたんですけども、政府は大体どのくらいぐらい減額に見てるんですかね。それと、極端に言えば確認の意味で、もう12月、3月には来ないということですか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

まず、今回が確定でございまして、錯誤措置がない限りは12月、3月には普通交付税は交付されないということは、議員のおっしゃるとおりでございまして。先ほどの減額の件ですけれども、おっしゃるようこの間の給与削減に伴う部分は、今度の交付税でその予告どおりの減額率でございました。

今回下がったほかの要因は、辺地債の償還額が下がったことや、その他諸々いろんな補正の係数とか、そういった細々したものが下がったもの、そういったものもございまして、逆に増額になっている部分もございまして、そういったものが相殺されてこの金額になっております。

議長(立石隆教) 浦 議員



**7番（浦 英明）** 今、9月で来年度の見込みを言うとちょっと無理かも分かりませんが、今言った職員カットの分が来年度はないというふうな予測ではございますけど、その分だけこの地方交付税というのは、来年度は少し上がるというふうに見込んでいいんですかね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

確かにその分については、国の約束ですので増えるかと思えますけども、その他に地方債の償還額に対する交付税措置の部分、何重もいろんな数値を元に計算するものですから、単純に総額でどういうふう動くかっていうのは、ここではお答えすることができません。

**議長（立石隆教）** ほかに地方交付税、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次に移ります。

第14款・県支出金

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** 9目の災害復旧費県補助金でお伺いしますが、この500万はですね、小値賀町全体の中での県補助金なのか、それとも県道に関わる分だけの補助金なのか、ちょっと説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

これは県道とは関係ありませんで、8月の23日から26日にかけて秋雨前線の豪雨があったんですけれども、それによる農地と農業用施設、その分の災害復旧費の補助金分を、一応今のところですね、確定ではありませんので査定も受けられませんし、時間的にちょっと余裕もなかったもんですから、概算です、一応こういうふうに上げさせていただいております。

**議長（立石隆教）** 伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** これは一応確認のためにお伺いしますが、番岳の下ですね、今、牛を放牧してるところの道の下ですね、あの池の上って言えばわかりますかね？あそこは県の補助金でもうやったという、これとはまた別の問題ですかね？

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

今、議員おっしゃられた場所がちょっと私も不明なんですけれども、この災害のほうで今、概算で上げさせていただいてるのは、斑の分と、それから柳の長崎のほうとですね、あと納島の分を3箇所上げております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第15款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第17款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第18款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第19款・諸収入 小辻議員

6番(小辻隆治郎) 雑入で、担い手公社リースハウス建設資金返還金66万4,000円が15款の出資金等返還金に組み替えになってますけども、その理由をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

出資金の返還金につきましては、費目上、財産収入として受け入れるというふうに予算の原則となっておりますので、雑入で最初予算の計上をしていたんですけれども、本来目的の款項目に移し変えたということでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） その雑入の返還金なんですけども、担い手公社リースハウス建設資金返還金、これはどういう理由で減額になったんですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 今、総務課長から説明があったと思いますけども、リースハウスを昨年建てまして、2名の方に貸しております。償還金を雑入で組んでたんですけども、出資金の返還に財産収入で受けるのが当たりまえだということで、我々が組み間違いをしておりましたので、今回予算の組み替えをしたということでございます。

議長（立石隆教） 諸収入、ほかにありませんか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） ただいま、小辻議員の質問の中でですね、担い手公社の研修生の返還金ですが、この原因とといいますか、内容をちょっと説明をお願いします。償還金そのものじゃなくて、その事業によってどうして辞められたのか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

今質問されたのは担い手公社研修費返還金のことですね？これはですね、2名、牛の関係で研修を受けられてた方がいるんですけども、途中で6月で辞められましたので、その期間中に払った賃金の2分の1を戻していただくというふうなことになっておりますので、それを計上させていただいております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番(伊藤忠之) それで、これからずっと担い手公社のほうが担っていくわけでしょうけども、これに対しての人員の配置なんかよかどですかね?人数足りませんか。

議長(立石隆教) 町 長

町長(西 浩三) この前、お答えをしたと思うんですけども、3月いっぱいまでは公社のほうで管理をするということで、特別、人を雇ってやるという計画は今のところありません。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第20款・町 債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第2款・総 務 費 浦 議 員

7番(浦 英明) 5目のですね、積立金のところで社会体育施設整備基金積立金、これが1,905万ほど積み増しておりますけども、そして今回のその積み増しで合計1億2,954万9,000円になるというふうに思うんですが、その確認と、これは何に使うのか。そのふたつをお尋ねします。

議長(立石隆教) 総 務 課 長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございますが、何に使うかと申しますと、社会体育施設というのは総合運動公園、船瀬の公園全体が社会体育施設になってるものですから、建築後かなり20年近くなりますので、今後、大規模修繕等が予想されるということで、その分を積み立てております。

議長(立石隆教) 浦 議 員

7番(浦 英明) いろいろ、今から施設が老朽化に伴って、こういった修理費がたくさん嵩んでくると思うんですけども、それにはやっぱりこういうふうにして基金を積み立ててしっかりやっていただきたいと思っておりますけども、私は今度1,900万ほど積み立てたのは、前、何か言ってましたけども、グラウンドの砂を何かこう、替えるんではなかろうかと。そして極端に言えばスパも作るんではないかというようなことを前、聞いたことがあるものですから、もしかしたらそういったのにも使うのかなと思ひまして、まあ分かれば尋ねます。

議長(立石隆教) 教 育 次 長

教育次長(田川幸信) お答えいたします。

浦議員おっしゃるとおり、総合運動公園の中の多目的グラウンドの表土、真砂土が飛散が激しく、次の層の分が露出箇所が数箇所見られます。近年中にその真砂土の入れ替えと飛散防止の事業が出てくると想定をいたしております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 早めに言うのはちょっとおかしいんですけども、大体いつごろ予定しているのか、大体金額的にどのくらいぐらいを想定しているのか、分かる範囲内でお尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

町の振興計画上では平成27年度に上げております。予算規模につきましては、今後10ポイントぐらいのポイントを掘りまして、どの部分がどれくらい無くなっていくということを想定をしながらの試算になりますけども、金額的にはちょっと今のところ想定はついてませんが、1億近くという感じではあります。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 技術的にちょっと私、よく分からないんですけども、10.何ポイントか何か言われましたけども、これどういった意味ですかね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

グラウンドの面積が1万8,000平方メートルあるんですけども、あの場所でのどの場所が一番、表土の真砂土が飛散をしているのかと。それを各3リンクぐらいに10箇所ぐらい掘ってみまして、その飛散の量を測定したいと。現在、職員に、自前でやるように考えてはおります。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私は、そのポイントちゅうのが分からないんですけども、例えばその、10メートルぐらい掘るのか10センチぐらい掘るのか、そういった意味かなと思ったもんだから、そこを尋ねてるんです。

議長（立石隆教） 答えますか？ 教育次長

教育次長（田川幸信） すいません、お答えいたします。

ポイントっていうのは、場所を指してます。中心部から何メートルの地点、例えば10メートルの地点、50メートルの地点、ということです。後は掘ってみて、次の層、2番目の層まで、どれぐらいの建設時にあった表土の真砂土が飛んでくるかという確認をしたいということです。申し訳ありません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 近藤議員

1番（近藤育雄） 同じ頁にあります、6目の企画費の中の19節・負担金。その中でちょっと耳慣れない言葉がありました。町イチ村イチ2014、来年の事業だと思っておりますけども、これに27万円の参加者旅費補助が出ております。この

事業というか、これはどこで開催されるのか、事業の内容と、何名行かれるのかというのをお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

場所は東京で行われます。これは全国町村会というところが事業主体なんですけれども、その下に長崎県の町村会がございまして、そういったことでほぼ100%のお金を、補助金いただけるものですから、小値賀町もそれに、県内8町全てですけれども参加しようという方向で、今、予定しております。ここの旅費補助は3名分を見ております。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 町イチ村イチのネーミングの由来であるとか、そういったものが、事業内容、分かれば。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 失礼しました。

町村の特産品の紹介、また郷土芸能を披露したり町村自慢の、そういったものを首都圏の住民に幅広く宣伝するという目的でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

小辻議員

6番（小辻隆治郎） 先ほどの浦議員の質問に関連します。

1億近くかかるということですが、近いうちにつちゅうとは来年つちゅうことですか。あ、27年か、すみません。

もうひとつ、町イチ村イチ、近藤議員の関連ですけども、これは池袋のアイランダーと同じような趣旨ではなかかと思えますけども、また広げるっていう意味ですね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

まあ、その機会が増えるということでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

岩坪議員

8番（岩坪義光） 14頁の税務総務費の中の、一体に職員給料が減額されておる中で給料が上がっておる分がありますが、これの説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

先ほど説明いたしましたけれども、給料減額と人事異動の関係がございまして、当初予算組んだ時は1月には予算計上しますので、4月の異動がこの給料に全然反映されていないということで、今度9月にそういった人事異動の影響をみますので、そういったことで、この数字の変動は人事異動に伴うものでござ

います。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 6目の企画費ですね、この中で9節の旅費。これが30万8,000円ほど上がってます。この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

これは事前に事業説明会が福岡のほうであるということと、役場職員もこのイベントに、ちかまる、はなちゃん、そういったものを持って出かけていきますので、その分をここで計上させていただいております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） ということは、先ほど質問がありました町イチ村イチのほうにかかる旅費ですか？これはですね、今後補正で上がって事業がきてたんですけども、そのときに旅費と一緒に組んだということですが、この事業が当初予算の中で分かっていたのかどうか説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 失礼いたしました。ちょっと説明が不十分でした。

この事業はですね、6月ごろの町村会の会議の中で議題として出てきましたので、そういうことで予算を計上させていただいたのがこの9月の補正予算ということでございまして、財源の欄を見ていただければ分かるように、この100万の財源の中で旅費とか旅費補助とかイベント会場の借り上げ料とか、そういったものを全て含んだ形で、今回予算計上させていただいております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） それでは、先ほど質問がありましたけども、補助金の旅費と、それからこの旅費も一括で100万の内に入ってるということですね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第3款・民生費

岩坪議員

8番（岩坪義光） 15頁の4目の障がい者福祉費の中の償還金ですね。43万8,000円償還金がありますけども、これの説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この分につきましては、障がい者医療費負担金ということで、厚生医療の分が多く交付されておりましたので、それを清算して変換するというような状況

でございます。国の分が2分の1、県が4分の1というようなことになりますので、その分を今回返還するというので、そのための予算計上でございます。

**議長（立石隆教）** ほかに、民生費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第4款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第5款・農林水産業費

浦 議員

**7番（浦 英明）** 5目の農地費ですね。ここにふるさと振興基盤整備事業（区画整理）補助金と、その下に出資金とふたつありますけども、この分について内容をお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この事業につきましては、来年度2名の方がまた新規就農ということで、リースハウスを建設するわけですが、その前準備で今年度中に区画整理をするということで、県が事業費の2分の1、町が40%、後の残りの10%につきましては補助対象外でございますけども、この10%の45万を担い手公社のほうに出資して、全体の450万で事業をするということでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** この分、担い手のほうに一旦いくということですか？確認のためにお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** そのとおりでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** 担い手が一般財団法人に今度なったわけですか。それで、普通、当初予算で町の補助、そういったのが上がってきておったんですけども、今回ここに上がってきたということが、ちょっと私がよく分からないんですよ。内容的にもう少し言えば、一般財団法人の担い手公社は、まあ極端に言えば町からかけ離れたひとつの財団法人であるというようなことで、町からそういった出資とか補助とか、そういったのを貰わなくて独立してやると、そういうふうに私は認識しておるんですけども、いかがですか。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 今回の一般財団法人への移行というのは、法改正によりまして財団法人から一般財団法人のほうへ移行した経緯がありますけども、そのまんましとつたら期限切れでなくなってしまうということで、今回一

一般財団法人への移行を4月1日からしたわけですね。その団体に出資金とか補助金を出すのは、自分たちでやるのが当たり前だからおかしいんじゃないかという意見ですたいね？これはですね、このリースの2件につきましては、一旦担い手公社のリース物件として県が補助してですね、県と町が補助して担い手公社にやるわけですね。その分は償還金といいます。リース料を2名の方から負担をしてもらって、その分がまた町に返ってくるわけですね。なので、一旦は担い手公社のほうにやりますけど、最終的には町の中に戻ってくるということでございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** この一般財団法人の担い手公社については、私もよく勉強してみないと分からないと思うんですけども、今の説明で私が分かるようになっていないのか、分かりませんので…どういうふうに尋ねたらいいかなあ、尋ね方もちょっとわかりませんが。とにかく、そしたら、勉強してから次の機会に何かあればまた質問します。それでいいです。

**議長（立石隆教）** ほかに農林水産業費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第6款・商 工 費 土 川 議 員

**5番（土川重佳）** 4目・じげもん振興費の中でお尋ねします。13節・委託料、特産品加工場調査設計委託料。これはどこを、場所の選定からまず、場所はどこなのか。そして18節ですね、備品購入。どういうものを購入してやるのか、お尋ねいたします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

場所につきましては、斑小学校を予定いたしております。そして備品につきましては、一番大きいやつは冷凍冷蔵庫、それからキッチンですね。そういうふうなものが一番大きいところでございます。あとは電気とかの配線も兼ねてですね、設置するというところでございます。

**議長（立石隆教）** 土 川 議 員

**5番（土川重佳）** この施設の利用、人ですかね、使い道はあくまでも農産物ですかね。水産物とどっちですかね。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** これは特産品の開発でございますので、まあ農産物が主になるかと思えますけども、水産物もある面では行うということでございます。

それとですね、先ほど答弁漏れがありましたけども、設計管理委託料というのは、その改修工事にかかる設計管理委託料でございます。



議長（立石隆教） いいですか。 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 同じ4目の11節。この需用費がですね、先ほど特産物の設計委託料とは関係なしに斑小学校を修繕するんですかね。お伺いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 斑小学校を改修工事をするわけですが、その中で修繕にかかる部分ですね、そのままではできませんので、窓枠を替えたりとか床を替えたりとか、そういうふうなところでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 今のに関連して。もう少しその特産品加工場の調査設計委託料の内容がですね、例えば農産物をしたり、水産物の加工もするかもしれないとか、なんかこう、ちと曖昧な気持ちがあります。何かはっきりしたひとつのプランというものがいいのかどうか、お聞きします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

特産品の開発というのはですね、はっきり言って、今どんなものを作っているかわからないので、今その開発をするためにその学校を改修工事をするということで、その設計管理委託料を組んでるわけでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 農産物については、あそこでピーナッツの加工をしますから、斑の学校でですね。そこに今度は水産物を持っていくというと、例えば海水を持っていかんばいかんとか、そういう問題も出ましよう。そうした場合にはですね、海水をバケツで持ってくのかっていう話になりますけども、どういう形にしますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

総務課のほうも雇用創造の関係がございしますので、同じ会議に入っておりますので、補足して説明したいと思います。

この13節の特産品加工場調査設計事業は、基本的には落花生の生産拡大、本格的な生産工場と、そういった意味合いで、どういったレイアウトにするのか、そういったことも含めて総合的に落花生についての生産態勢のための調査設計を今後、考えていくということで、専門家が入らないとどうしても自分たちだけではできないということで、そういった形で予算を、大まかですけども計上させていただいております。

需用費の修繕費と備品購入費につきましては、これは特産品の開発、惣菜それとお菓子の製造、そういったものにつきましては保健所のほうから今の態勢ではできないという指摘を受けております。そういった形の中で、斑の校舎を、

一旦いろんなものを撤去しまして、その後にステンレスの流しとか冷凍冷蔵庫とか、そういったものをきちんと整備しないと生産に入れないと。雇用創造が3年間の期限付きでございますので、前に進めないと、今度は厚労省の補助事業のほうで引っかかってくるものがございます。そういったことで、今回補正をしないと前に進めないということで、予算を計上させていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

7番（浦 英明） 関連質問ですけれども、この工場については後で改造をするということですが、いつ頃からかかって、いつ頃終わるのか、そしてまた金額的には大体どのくらいになるのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） お答えいたします。

今これ、設計委託をお願いするわけですから、今から事業費を固めるということで、事業費については今のところお答えできる資料がございません。なおですね、ここに上がってる分につきましては、先ほど総務課長が説明したかと思いますが、商品開発を行う上ですね、例えば、もう既にアイスクリーム等につきましては開発が進んでおりますけれども、試作品を作るのにもですね、衛生管理をぴしゃっとしなければ販売に結びつかないということがございますので、これは小規模なものでございます。今ここに予算に上がってるのはですね。その後、先ほどちょっと説明もありましたけれども、ピーナッツについてはラインを作ると。乾燥する部分についても要るし、それから煎る部分とか、それぞれの作業がありますので、そこら辺のレイアウト等もこの13節の委託料でお願いをしたいというふうに考えております。この作業がうまくいけば来年度、26年度から加工場の建設といいますか、改良に当たりたいと、そういうふうに考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 事業費については分からないということですが、ここで設計の委託料が200万上がってますので、設計料より安いということはないと思います。500万なのか1,000万なのか1億なのか、アバウトで答弁することはできませんか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） アバウトと言って、それを言いますとまた数字が一人歩きしても困りますので、答弁は控えさせていただきます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 岩 坪 議員

8番（岩坪義光） 3目の観光費ですね、この中の9節の旅費。当初で45万9,000円上がっておったんですけど、今度27万7,000円補正しております。それと需用費45万4,000円、印刷製本費。これの内容説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

この観光費の旅費、9節の補正なんですけれども、まあ残念ながら世界遺産への登録は見送られたんですけれども、長崎県としては積極的に宣伝活動しようということ、で、「長崎の旅、ひかりと祈り光福の街」ということで、全国的にどんどん宣伝しようということ、で、そういったものについて関係市町の観光担当が、ずっと観光行脚をして回るということで、予算を計上させていただいております。またもう一方はしまとく通貨、非常に売れ行きが悪うございまして、これの対策会議もしょっちゅう、頻りに長崎のほうで行われておりまして、それにも担当者が出席しているというような状況でございます。そういったことで旅費が非常にかかるような状況でございますので、旅費を補正させていただいております。需用費のほうは、観光パンフレットが少なくなりましたので、増刷をするということで計上させていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・土木費

土木費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・教育費

岩坪議員

8番（岩坪義光） 教育費の2項の小学校費、1目の学校管理費、11節・需用費ですね。この135万、修繕料の内容説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

今回の修繕料の予算計上の主なものは、小学校運動場東側の表土流出の改修にかかる分が主なもので、その他、体育館の渡り廊下、それと渡り廊下の風雨防止用の防護壁といいますか、その壁の製作。それと各教室に子どもの作品等の展示のためのワイヤー式の展示線といいますか、そういったものを予定をいたしております。

議長（立石隆教） 岩坪議員

8番（岩坪義光） 今、田川次長が答弁されましたけども、ちょっと分かりにくかったのもう一度聞きますけども、体育館の渡り廊下の壁の何とかって？そして各教室のワイヤー展示をするための費用とか？その内容をもうちょっと詳しく説明してください。

議長（立石隆教） 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 大変申し訳ありません。

今 2 点のお問い合わせですけれども、現在、小中学校校舎から中学校体育館までの渡り廊下が設置されておりますけれども、小学校の体育館の東側から吹き付ける風雨が渡り廊下の中に入ってくるということで、そこに防護のための施設を、風雨を防ぐための壁を作りたいということが 1 点です。もう 1 点、各教室に子どもの作品等を展示するワイヤー式のロープを、各教室にしたいと。そうすることで、例えば洗濯ばさみであったり、そういったもので随時展示作品を替えたりすることができるということで、小学校の各教室に、廊下側にワイヤーを設置するように計画をいたしております。以上です。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。 **岩坪議員**

**8 番（岩坪義光）** その渡り廊下の東側の風雨の、それは最初から予測はされんやったのですか？それと各教室のワイヤー展示。これも小学校の新しい教室ができたときにそういうことも予定して、備品の中で買われんやったのですか？これも修繕料で上がってきておりますけど、その点はいかがですか。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 建設当時に想定できなかったのかというご質問ですけれども、体育館の左側の防風雨については、体育館があるから大丈夫だろうという考えでおったと解釈をいたしております。各教室のワイヤーにつきましては、鉄筋コンクリート式ですので、どういった形状がいいのか、先生方の意見がそのときに反映されていなかったと反省はしておりますけれども、今回このような形で子どもの作品を展示したいと。そのためには壁を傷つけたり、例えばテープを貼ったりして校舎を傷つけたり汚したりしないように、ワイヤー式でやりたいという、学校側の要望がありまして、今回計上をさせていただいております。

**議長（立石隆教）** 今の答弁は的確でないですね。何故、その建築をするときにそれが研究できたというか、掴めなかったのかということを知っていることと、ワイヤーについても、そういうふうな配慮っていうのが最初から無かったのか、あるいはそういう議論もあったけれども途中でこういう理由で無くしましたっていうようなことを聞きたいと思いますが。そうですね、岩坪議員。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** 一応、建設に携わりましたので、建設課のほうからお答えいたします。

まず教室の中の掲示板なんですけれども、できるだけ掲示を多くできるようにということで、教室の前後はですね、画鋲で刺せる、そういう板を多く使ってるんですけれども、実際、教室で先生方が運用している中で、やはり展示物

が多い時にはこっちにも貼ったほうがいいよねというふうな意見が出たのではないかというふうに思っております。そして、一応木造じゃないところもありますもんですから、そこはワイヤーを張って、移動式ですね、掲示をしたものを移動して貼れるというようなもので数多く貼っていかうというふうな計画になったのではないかというふうに思ってます。一応当初はそういうふうに、数多く貼れるようなボード版を、こちらでは一応やって、学校のほうとも打ち合わせをしながらやったつもりですけども、まあそういう結果になったのではないかというふうに思います。それと、渡り廊下の、横風がひどい時にはどうしてもやっぱり入ってくるっていうことは、なかなか建設当初は想定ができずに、やはり風が当たるところと当たらないところとあるもんですから、そういう当たる場所についてですね、今回そういうふうな雨が降り込んでこないような施工をするということで、そういうふうに建設当初は、私たちのほうではちょっと想定ができませんでした。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **近藤議員**

**1番（近藤育雄）** 21頁になります。9款、7項、1目の社会教育総務費の中ですね、19節で六島地区の公民館に今度エアコンが入る予定みたいですが、昨年の3月あたりから、ずっと各地区公民館にエアコン整備されてると思いますけども、まだ整備されてない、ちょっと外れるかもしれませんが、まだ整備されてない公民館はいくつかあるんでしょうか。これが質問です。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** お答えいたします。

近藤議員おっしゃるとおり、財源を交付金のほうからありましたものですから、公民館を所有する、特に在地区の公民館、当時の会長さんのほうには全て打診をいたしました。それで、電気代がかかるからとかいう理由でお断りになられた地区がいくつかあります。実際につけないと言って、こちらの交付金を使った、要するに補助金で設置してない地区は笛吹在、中村と記憶しております。筒井浦につきましては、独自で事前につけていらしたので、そのときはつけてません。今回の六島についても十数年前に出郷者の方の寄付によってつけられていましたので、その交付金での設置はしておりません。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **伊藤議員**

**9番（伊藤忠之）** 先ほどの小学校の学校管理費のほうに戻りますけれども、先ほど建設課長の答弁の中ですね、例えば学校建設をする期間内に台風が来たわけですよね、それ覚えとるでしょ？その状態の中で、そういう体育館の通路のあそこがちょっと隙間があって風が通って雨で濡れるとかいうようなことは、その時に状況把握できなかつたんですかね。その点を伺いますのと、もうひとつは先ほど教育次長が言うたとおりですね、あの当時、校舎を傷つけないよう

にとか何とかの話がありましたけども、工事をしてる間にですね、そういう発想は浮かばなかったんですかね。その時にやっておけば良かったかなとは。そのことに対してどう考えますか。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

今、工事中に台風が来て、そういう現象が見れなかったのかというお話なんですけれども、一応その渡り廊下はですね、小学校から池を渡って中学校まで行く渡り廊下の話なんですけれども、その中で台風の来たときの大雨の時にはですね、全部がそういう状況になりますもんですから、なかなかそういうところの、部分的にですね、通常の風雨で廊下の中に打ち込んでくるということの、細かな、そういうところの場所を特定することは難しい状況でした。

**議長（立石隆教）** 教育次長、もう1点答えてください。教育次長

**教育次長（田川幸信）** 各教室のワイヤーの件だと思いますけど、先ほど建設課長が答弁したように、プロポーザル方式ということで、子どもたちの意見、当時の先生方の意見、保護者の意見と、充分取り入れたつもりで掲示箇所も設置したつもりですけれども、先生方の要望で少しでも子どもの作品を多く展示したい、ましてや施設に傷をつけたくない、貼りものをテープ等で貼らないよという配慮があって、教育現場からの要望ということで、学校から今回、学校長自らそういった要望を上げてきましたので、私も現場に何度か足を運びましたけども、こちらが考えてた以上に展示物を多くしたいという考えのもとで、今回予算を計上させていただいております。

**議長（立石隆教）** 今の答弁は前の方の答弁と同じでして、それを聞いているのではなくて、プロポーザル方式で皆で話し合っているいろんな意見を出しながら決めたはずなのに、そういう時になぜ出てこなかったのかということ伺ってるんですよね。そのことについて答えてくださいよ。教育次長

**教育次長（田川幸信）** 大変失礼しました。

展示物を多く教室の中に設置したいということは、プロポーザルの中でも話が出てきて、先ほど建設課長の答弁がありましたように、黒板の両サイド、また教室の後ろに画鋲でも貼れる掲示的な場所を設置をいたしました。しかし予想以上に先生方が、もっと展示をしたいという要望があったということで、今度ワイヤー式をそれ以上に追加をしたいということでございます。

**議長（立石隆教）** 伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** 何か私、次長の答弁を聞いとるとですね、ほんとにもう、弁解みたいな感じに聞こえるとですよ。だから真剣に、やっぱり小学校中学校を建てるときには、もう二度と作れない校舎ですので、そこら辺まで考えてね、充分やってほしいと思ったんで、今回、修繕費にちょっとこだわったわけです

けれども。これからですね、例えばずっと何か事業があるときには、そういうことに気をつけてやっていただければと思います。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **松屋議員**

**2番（松屋治郎）** 保健体育費。2項、13節の委託料について、3月議会において、学校給食施設設計委託料 924 万円を、関係者の理解が得られた上で改めて上程すべきということで議会は否決しました。このことについて、再度上程という意味について伺います。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** お答えいたします。

当初予算に同額の計上をしておりましたけども、修正ということで議会のほうから決定を受けました。そのときの理由が保護者等への説明がまだ充分ではないのではないかと趣旨の動議でありました。それを受けまして、4月の10日に保育所・幼稚園の保護者説明会、4月の26日に中学生・小学生の保護者説明会、6月1日に食料品店さんとの意見交換会を行いました。それでその結果、保護者の考えがどうなのかということをも6月に、通算3度目になりますけども、アンケート調査をいたしました。その結果、学校完全給食実施に賛同するというご意見が全体の 74.56% という数字を示しております。それで保護者の約75%が給食をやってほしいということですので、そのアンケート結果も議会のほうに8月19日に提出いたしましたところ、また、町内の食料品店等から購入した場合の経費等の公告もいたしました結果、今回改めて計上させていただいている次第であります。

**議長（立石隆教）** 町長

**町長（西浩三）** 提案に関するご質問でございますので、私のほうからも追加して答弁をさせていただきます。

今、教育次長が説明したとおり、それぞれのご意見も伺いながら進めてまいりました。私としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあります。これは議員の皆さんもご承知だと思いますけど、前から私、申し上げてますように、今の給食施設については教育委員会の意見を尊重してまいりたいという考えであります。そういうことで再度、またその要請がありましたので、本会に予算案の提出をさせていただいた次第でございます。その中に29条というのがございます。その中をちょっと読んでみますと、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見も聞かなくてはならないようになっておりますので、改めていろいろな動きがあることは承知をしております。そういうことでまあ、足りない面があれば、また教育委員会と協議をして、再度、教育委員会

の意見も聞いてみたいなというふうに思っております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **小 辻 議 員**

**6 番（小辻隆治郎）** 私は地域の活性化という観点から、この給食問題を考えております。したがって、食育についてはともかくとしても、給食についてはともかくとしても、そのことによってですね、底を貸して母屋を取られるという形で地域の商店街に対する影響はどうかというような観点でですね、ずっと考えてきております。地産地消もですね、地元の産品を買うということがまずひとつ考えられます。もうひとつはですね、地元にはないものを、例えば給食会から取り寄せるといことは、地元を通らないというような形になります。そうすると、商店街にとっては非常に影響が出てくるなという立場でですね、ずっと反対はしております。島内にはないものを島内の業者を通じて買うことが、ひとつの私の条件になっております。ところで、この前、8月29日の全協においてですね、町長出席のもとで、学校給食に関する議会からの要望書、教育委員会に要望書を出してございましたけども、それに対する回答がこの日にありました。その時にですね、地元から8割から9割、これを前提に1人当たりの給食費を算出すること、というような形で提起してございましたが、全体的に地元から9割ぐらいを買うという形になれば115万ぐらい増額になるというような形になっております。

まず、町長にお伺いします。この回答書についてはご理解をしておりますか？

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 教育委員会が回答しているのは、充分理解をしております。

**議長（立石隆教）** 小 辻 議 員

**6 番（小辻隆治郎）** 理解しておるといことですがけれども、了解はしておりますね？115万の増額で地元から買うというような方針はお持ちですか？この増額を含めてですね。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 従来であれば、向こうから買った場合にはこれだけ、115万ですか、安く買えるという試算が出てるわけです。それで小辻議員言われるように、この115万は、普通であればですね、利用者の負担になるべき金額であらうかと思えます。それもそうとは言いながらですね、やっぱり地域の活性化に繋がるときに、この115万を町として出資をしていいのかという判断だろうと思えます。そういうことでこの前は、そのくらいの金額なら言うたら怒られるかもしれませんが、妥当な金額であればそういうことでやりたいと、お答えをしました。そして本会議で確認を取りたいということでしたので、今、お答えをいたしました。以上です。

**議長（立石隆教）** 小 辻 議 員



**6番（小辻隆治郎）** そうすると、増額を認める、町が補助するということですね。それともう1点、父兄に対してはですね、給食費、例えば小学生が4,000円、中学生5,000円、それでその他になってますけども、これをですね、今度は地元が発注した場合には4,400円にしないといけない、5,500円にしないといけないと、また増額になってますけども、この点についてはどうお考えですか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 今回の件についてはですね、議会の説明会の折にこれで行きたいと。小学生4,000円、中学生5,000円、教師その他が5,500円ということとで説明をしております。それで、この金額についても全額を給食費に充当することはできません。そのため、町の負担も当然、応援を必要とするなということとで説明をしております。そういうことで、4,000円、5,000円、5,500円につきましては町の出費が増えますけども、これは仕方がないことかなというふうには考えております。そういうことで、それをするとまた金額が増えるのかなと思いますけども、その300万から400万という数字をずっと出し続けていけるのかというのは、議会のほうでも議論がございます。そういうことで、これがやれないということであれば、また話が別ですけども。この金額でまわしていくように、商店街の方にもご協力をいただかんばいかわけですけども、できるだけ町外で仕入れできる金額に近づけていただきまして、まあ税金を使うわけですから、ご協力をいただければ丸く収まるのではないかと、そういうふうな気がしております。

**議長（立石隆教）** 小 辻 議 員

**6番（小辻隆治郎）** ということは、従来、父兄に説明したように、その4,000円、5,000円の線でいくということですね。

**議長（立石隆教）** 確認ですね？ 町 長

**町長（西 浩三）** ちょっと言い方が悪かったのかもしれません。そのとおりです。

**議長（立石隆教）** ほかに教育費、ありませんか。 浦 議 員

**7番（浦 英明）** これは教育長に聞いたほうがいいのか。前も一遍聞いたかと思えますけども、アレルギーの生徒ですよね。こういう生徒の把握はしているのか。まずそれから聞きたいと思えます。

**議長（立石隆教）** 教 育 長

**教育長（浦 幸一郎）** 食物アレルギーについてのお尋ねですが、ほんとに重要なこととして、児童生徒に対しては校内での指導体制をきちんと整備して、保護者とか医師との連絡も十分に図りつつ、可能な限り一人一人の児童生徒の状況に応じた対応に努めていかなければいけないというふうに思っています。今、調査については、養護教諭のほうに問い合わせをしております。

**議長（立石隆教）** 現在、何人がそういう状況で、誰々が、っていうのはまだ察知してないっていうことですね。今、現時点でどうかという話で。

教育次長

**教育次長（田川幸信）** 教育長の答弁に補足して説明をいたします。

現在、保育所・幼稚園については、ご存知のとおり、給食・おやつ等提供をしております。幼稚園・保育所の子どもには、現時点でアレルギーの対象の子どもはおりません。小中学校につきましては、補食給食として 200ml の牛乳を提供してるわけですが、アレルギーの中で一番多いのが牛乳と言われてますけども、小値賀の子どもには牛乳によるアレルギーの子どもはおりません。それと補足の補足になりますけども、教育委員会では毎年 40 名から 50 名を対象にして青少年キャンプを行います。その際の A4、1 枚ものでアレルギーの状況もきます。その中でもアレルギーの子はほとんどいません。1 人だけ生卵にアレルギーの症状が出るという子どもが 1 名、小学生の中におります。ただ、学校給食を実施をした場合、給食に生卵が出ることはございませんので、その点は安心をしているところです。以上です。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

少しマイクを自分のほうに向けてください。

**7 番（浦 英明）** アレルギーの生徒、あるいは保育所・幼稚園の児童がいないということで答弁されましたけども、まあそれだったら安心かなとは思いますが、長崎県内でもね、非常に、アレルギーを持つ子どもは増えてるんですよ。前も私、話したかと思うんですけども、県の教育委員会が調べたところによりますと、何故そういうふうになったのかと。要するに食糧事情が良くなったと。そういったところでやっぱり、そういった過敏性を持つアレルギーに反応する子どもが増えたんじゃないかなと言われておるわけなんですね。あと、1 歳児、2 歳児、3 歳児、そういったところも段々上のほうになってくれば、今は全然いないということであっても、そのうち出てくる可能性がありますので。例えば、これは長崎のほうかな、食事指導指示書という診断書に基づき、摂取制限をする子ども、こういったのも把握してるということなんですけれども、これは先の話になるかと思えますけども、こういったのはちゃんと対応策としてやるようにしてるんですか。

**議長（立石隆教）** 教 育 長

**教育長（浦 幸一郎）** 浦議員さんのお尋ねの件ですが、アレルギーのもとになる卵とか牛乳とか小麦ですね。これは 3 大アレルゲンと呼ばれてるんですけども、こういう食材については年齢が増すとともに、しばしば消失していくというふうに言われています。ところが、蕎麦とかピーナッツなんかは生涯持続する傾向があると言われてしています。アレルギー疾患の取り組みを進めるため

には、子どもたちについての症状をまず詳しく把握するということが大事だと思っています。そのために家庭の保護者からは、食物アレルギー調査票というのを書くように対応していきたいと思っています。それから、このアレルギーの取り組みについては、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであって、保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。したがって、先ほど浦議員さんが言われたように、食事指導指示書というのを医師のほうから提出してもらいたいというふうに思っております。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** 一番怖いのは、アレルギーの、何て言いますかね、ショックというのは、アナフィラキシーという名前だったですかね。そういったのによりますと、死亡に至る原因にもなるということで、それに対しては何か、エピペンというような薬剤で対応すると。それを打てば大体、救急車と申しますか、消防車と申しますか、といったのが来るまでには間に合うと。今まで間に合わなかったのは、そういった薬を投与しないで、あるいは教員とか、そういったのが、ちょっと遅れたために死亡に至ったというふうなことがありますけども。先々のことではありますが、そういった薬剤も備えて対応するようなことは考えてますか？

**議長（立石隆教）** 教 育 長

**教育長（浦 幸一郎）** 万が一に備える対策というのは、ほんとに充分にしていかなければならないと思っています。先ほどアナフィラキシーという言葉が出ましたけれども、皮膚疾患とか呼吸疾患とか、それから消化器症状ですかね、そういうのが複数に、そして急激に出現した状態を言うんだそうですけども、やっぱりそういうことも当然、考えていかなければいけないというふうに思っております。そのために、担任の先生だけじゃなくてですね、これは学校職員全職員で共通して研修なんかも行っていかなければいけないと思っておりますし、先ほど言われたアドレナリンの自己注射薬ですね、エピペンという商品名なんですけども、その対応についてももしっかり考えていかなければいけないと考えております。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** 大変にしっかりした答弁でありまして、まあ安心はしてるわけなんですけども、私も老婆心ながらいろいろちょっと心配性なものですから。このアレルギー、特にアナフィラキシーによって、ショックによって死亡に至る原因が多いわけなんですけれども、それ以外に例えば、子どもが給食する場合、先生もそうなんですけど、よくあるケースなんですけども、間違っってそういったアレルギー食物を与えたと。あるいは子どもが自分が食べてるのを隣の子どもに渡して食べる。これはもちろん都会なんですけども、そういった事例

で死亡に至るような原因がありますけども、私はよく調べてないんですけども、そういった場合は、何ていいますか、子どもに責任を取らせるわけにはいきませんよね？どういうふうになるんでしょうか。

**議長（立石隆教）** 教 育 長

**教育長（浦 幸一郎）** 万が一に備えた場合の対応だと思うんですが、そうならないように、またそういうことが起きないように、まず対応策をしっかり考えていきたいなと思っています。このエピペンについてはですね、これは原則として自分で注射するようになってるんですね。他人がするんじゃないくて、自分が常時持っていて、そして自分で注射するようになっているようです。ただ保管については、学校の担任の先生と相談して学校の安全なところに置いておくということもできるみたいです。以上です。

**議長（立石隆教）** 浦議員、ちょっとあまり理解してないようなので、もうひとつの件を言ってください。

浦 議 員

**7番（浦 英明）** アナフィラキシーショックによる死亡に至るということじゃなくてですね、例えば教師とか子どもたちが、自分が食べてるものをやる。誤食といいますかね、誤食じゃなくて配食ミスか。それとか、子どもが自分が食べてるものをあの子にやろうとか言ってやって、それがたまたまアレルギー製品が入ってた。こういった場合、子どもに責任を押し付けるのは余り酷だと思うんですよね。その場合はどういうふうになるんでしょうか。

**議長（立石隆教）** 教 育 長

**教育長（浦 幸一郎）** この前、アレルギーで死亡した女の子がいましたよね。あれはお代わりをする時に間違っちゃったということでした。多分そういうことも予想されますので、自分が食べていたのを他の子どもにやったりとか、そういうことも考えられると思いますが、学校で起きたことに対してはやっぱり学校の責任になるんでしょうかね。子どもの責任に、負わすわけにはいかないと思います。

**議長（立石隆教）** ほかに教育費、ありませんか。 伊 藤 議 員

**9番（伊藤忠之）** この給食関係でもうひとつ質問したいと思いますが、給食をする場合にですね、やはり食材の利用が非常に非効率になると言われております。それはですね、献立は前々から決めて、そしてそれだけの量ですね、そしてまた使用量が決まってるわけなんです。突然、例えば欠席者とか出た場合は、もう丸々残飯になるんですよね。そのようなことに関しては、例えば残った分を皆で分けて食べるとか、おそらくそういうことはしないと思うんですが、この残飯が出たときの対応はどのように考えてますか。

**議長（立石隆教）** 教 育 次 長

**教育次長（田川幸信）** 欠席者等で給食の配膳量とといいますか、変わってきた

りするのは、例えばお代わり、先ほど出ましたけれどもお代わり等の希望があれば出すでしょうし、それでも残るということは考えられます。その時の献立にもよりますけども、学校給食施設の建設に関しましては、その中の事業の中に校内堆肥施設というのでも作れるようになっております。特に野菜、根菜類の皮であるとか、要するに調理前の処理した分は全て堆肥化に結びつけるように検討をしています。ただ、出来上がったもの、要するに献立として出来上がったものが堆肥のほうに回せるかと。要するに、いろいろな調味料等が入ってる分、その辺も充分考慮して無駄にならないように、堆肥化できるものは堆肥化をして、どうしても処分しなければならないものは最終的には処分ということにはなろうかと思えます。

**議長（立石隆教）** ほかに教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第10款・災害復旧費

伊藤議員

**9番（伊藤忠之）** この災害復旧費につきましては、先ほど建設課長から箇所はですね、教えてもらったんですけども、田んぼとかの溜め池の場合はできるだけ早めに工事にしかかってほしいと思います。私の経験上もですね、工事の発注が遅れて、そしてまた我々が勤めていた業者もですね、ちょっと他に仕事があつて遅れた時に、何か弁償金を払わせられたというようなこともありますので、できるだけ早めに予算化してですね、溜め池の場合は早急に水を溜めにかいけませんので、そこら辺も考慮して対応していただきたいと思いますが、建設課長の見解をお願いします。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（升水裕司）** お答えいたします。

議員さんがおっしゃられるとおり、溜め池、田んぼの農業用水用の溜め池は、やはり早め早めに溜めて、次の耕作に備えなければいけないということもあります。これはほんとに今回、急遽補正予算に上げさせていただいてるんですけども、これもできるだけ今年度中には完成させて、耕作に支障がないようにということで、ほんとにこれ概算で上げさせていただいております。そういうことで、認識としては、やはり耕作に影響がないように早めに発注をしたいというふうに思ってますけれども、大体今の予定でいけば11月に災害査定があります。災害査定が終わらんことにはですね、災害査定が終わって、それから補助金申請とかそういう手続きがありますので、ある一定の期間は必要だろうというふうに思っておりますので、それが終わった段階で発注したいというふうに思います。

**議長（立石隆教）** ほかに災害復旧費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 第12款・諸支出金

諸支出金、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

**6番(小辻隆治郎)** 聞き漏らしがあったので、ちょっとお伺いします。

じげもん振興費のですね、13節の委託料。

**議長(立石隆教)** 頁数をお願いします。

**6番(小辻隆治郎)** 19頁ですね。特産品加工場の調査設計委託料なんですけれども、その加工場を仮に造った場合には、それは担い手公社の専用の加工場という形になりますか。

**議長(立石隆教)** 町 長

**町長(西 浩三)** そうではなくてですね、できれば皆さんが使えるような施設を、まあ兼ねられれば、そういう施設にしたいと考えております。

**議長(立石隆教)** 小 辻 議 員

**6番(小辻隆治郎)** そうすると、誰でもいいという話になりますかね。そういう加工したいなら、その場所を借りに行って、例えば自分がクッキーを作りたいというならば、そのクッキーが商品にならんかどうかの、そういう試作品を作る場所にもできるということですか？

**議長(立石隆教)** 町 長

**町長(西 浩三)** そのとおりでして、ちょっと説明がまだ不足してるかと思えますけども、この18節の備品購入費についてはですね、ほんとにその、試作品を作るための、例えば蒸し器とか、いろいろなお菓子を開発したい時でも蒸し器とか要りますし、それからパンを作るのには、なんですか、菌を寝せる道具とかいろいろ要って、研究をせんばいかんはずでございまして、そこら辺の施設についてはですね、協議をしながら民間の方がこの特産品の開発に、やりたいということであれば、利用可能な施設にですね、今、斑の小学校を改良していくわけですけども、これは大規模な改修ではありませんので。先ほど言いましたように、保健所の関係で、民間の方が売る品物をそこで作ることができないということになってるようございまして、我々としましても、起業家を育てるというのが今、雇用創生事業の大きな眼目でもございまして、皆さんで使えるような施設にできたらなと、そのように考えております。

**議長(立石隆教)** いいですか。

小 辻 議 員

**6番(小辻隆治郎)** ちょっと私も勉強不足で、ちょっと分からないんですけども、その保健所の許可なんですけど、例えば今言ったクッキーを作ると。そ

うするとクッキーに関するお菓子の販売の保健所の許可が要るだろうと思います。仮にですね、それを大量に生産する場合に、その場所の名義を借りてやるということはできませんよね？

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） この場所で作るのはですよ、試作品なんですよ。だからおそらく考えは一緒だと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 近藤 議員

1 番（近藤育雄） 18 頁になりますが、一番上の欄ですね。農林水産業費の中の 2 目、水産業振興費の 19 節で補助金。小発動連合会の運営補助金に 18 万円、これは追加になりますね。当初で 62 万ほど出てますので、80 万ぐらいになるわけですけども。例年 62 万でいってるんですけども、この中身ですね。ほいで今後 80 万でいくのかどうか、そこら辺を含めて説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

この補助金につきましては、ペーロン大会に使う権ですね、あれがもう老朽化しておりまして、壊れるような状態になっておりますので、この際全部を更新するというので計上させていただいております。その分につきましては小発動連合会のほうに補助して、向こうで買ってもらうということにいたしております。

あ、すいません、答弁漏れがありましたけれども、今回更新しとればですね、まだ丈夫なのはいくらかあるはずですので、来年度以降はこの前の補助金でやっていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第 2 表『地方債補正』について、ご質疑願います。

伊藤 議員

9 番（伊藤忠之） これは確認のためにお伺いしますが、学校給食のですね、これで辺地債を借るんでしょうけども、償還期間が何年なのか。そのうちまた据え置き期間が何年以内なのか。お伺いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

辺地債は 10 年償還、うち 2 年が据え置き期間になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議員

7 番（浦 英明） 今回、この起債、要するに辺地債で追加で上がってきたのは何故ですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

歳出と財源とは同じ予算で計上するのが通常ですので、今回、起債につきましても補正をさせていただいております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私の勘違いか分かりませんが、当初予算でも地方債、この辺地債で上がってきておったんですかね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算を見ると、予算が、辺地債のほうが上がってなかったんで非常に申し訳ないと思いますが、通常は財源、その裏の財源ですので、同じ予算で上げるのが一般的でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦 英明） 私が言ってるのはですよ、当初予算で、これは一般財源で実施するというようなことになっておったと思いますけども、今度、辺地債で上がってくるっていうことは、これ結構なことなんですよ？やっぱりこれは辺地債やったら80%つくんですか？だからこれを当初からこういうふうにつけてもらえば何ら問題なかったと思うんですけど、再びお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算を組むときの話なものですから、今あまり記憶に残っておりませんので、詳しくちょっと担当とも話して、原因を後でご報告したいと思います。

議長（立石隆教） じゃあ、答弁を保留するそうです。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

— 休 憩 午 前 11 時 55 分 —  
— 再 開 午 後 2 時 32 分 —

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

答弁漏れがありましたね。

総務課長

総務課長（中川一也） 先ほど浦議員のご質問に答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

交付税で手厚く措置される辺地債等の場合は、特別措置法に基づく関係で辺



地総合整備計画を策定して、議会の議決を得た上で申請をすることになっております。ちょうど3月議会で辺地総合整備計画の承認を得るための議案を提出することになったので、同時提出の当初予算には予算を計上できなかったということでございます。

**議長（立石隆教）** 今の答弁について、さらに質疑はありますか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**7番（浦 英明）** 議長、動議。

**議長（立石隆教）** しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 33 分 —

— 再 開 午 後 2 時 33 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

浦 議 員

**7番（浦 英明）** 修正動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** ただいま、浦議員から、議案第47号、平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）に対し、修正動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

しばらく休憩します。

（修正案配付）

— 休 憩 午 後 2 時 34 分 —

— 再 開 午 後 2 時 35 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

議案第47号、平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）に対しては、浦議員から、お手元に配りました修正の動議が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

浦 議 員

**7番（浦 英明）** 私は、議案第47号、平成25年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）の一部を修正する案の説明をいたします。

学校給食法は、食糧事情の悪かった昭和29年に制定され、半世紀以上も経過をしており、現在では大いに改善され、比べ物にならないほど良くなっています。県の教育委員会が小中学校を対象にした調査では、食物アレルギーの生徒が増えており、衛生環境も良くなり、食物に対する過敏性を持つのが原因ではないかと言っております。それに、大釜で大量に料理を作る調理施設の構造上、代替食は提供できないとも言っております。また、アレルギーの生徒が死亡する事故等が発生しており、大変に危惧するところであります。

それから、平成 24 年 12 月に策定されました当町の給食共同調理場基本構想の中に、地場産品の食材利用率は、給食開始当初から高い水準を求めるのは難しいとあります。例えば、小値賀の米を 9 月にとれる時期だけ使うのは駄目で、年間契約を結び、学校給食会から取ると。魚は生で出せないから他から取らざるを得ない、というふうな説明であります。地産地消を謳いながら地産池消ができないというならば、商店街はもちろんのこと生産者の方たちも痛手を受け、反発するのは明らかであります。

最近では、沖縄をはじめ、いたるところで弁当の日を設ける運動が盛んになり、給食を廃止する動きさえ見せているところもある昨今、昔から小値賀は弁当が伝統であるとの考えが残っております。弁当は伝統であるとの考えはどこにもないし、癒しの島小値賀らしさを伝える PR 発信にも繋がります。弁当をすることで愛情を注ぎ、弁当の中身で、会話を通し何故残したのかなど、学校内での動きが分かり、いじめ対策の予防にもなるものではないかと考えます。

したがいまして私は、学校給食をせずに弁当を持続すべきだとの考えで、学校給食施設設計委託料 924 万円を削減することを提案するものであります。

それでは、皆さんのお手元に配付した修正案をご覧ください。

議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案。議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条中、「6,940 万円」を「6,016 万円」に、「26 億 1,070 万円」を「26 億 146 万円」に改める。

第 2 条中「追加」を削る。

第 1 表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、19 款・諸収入、補正前の額 6,280 万 9,000 円、補正額 205 万 5,000 円を 201 万 5,000 円に。計 6,486 万 4,000 円を 6,482 万 4,000 円に。4 項・雑入 3,280 万 1,000 円、補正額 205 万 5,000 円を 201 万 5,000 円に。3,485 万 6,000 円を 3,481 万 6,000 円に。

20 款・町債、1 億 6,480 万円、補正額 1,682 万 2,000 円を 762 万 2,000 円に。1 億 8,162 万 2,000 円を 1 億 7,242 万 2,000 円に。1 項・町債、1 億 6,480 万。補正額 1,682 万 2,000 円を 762 万 2,000 円に。1 億 8,162 万 2,000 円を 1 億 7,242 万 2,000 円に。

歳入合計 25 億 4,130 万円、補正額 6,940 万円を 6,016 万円に。計 26 億 1,070 万円を 26 億 146 万円に。

次の頁です。

歳出、9 款・教育費、補正前の額 2 億 4,998 万 9,000 円、補正額 170 万 3,000 円を△の 753 万 7,000 円。計 2 億 5,169 万 2,000 円を 2 億 4,245 万 2,000 円に。

8 項・保健体育費 2,059 万 3,000 円。補正額 924 万円を 0 に。2,983 万 3,000 円を 2,059 万 3,000 円に。

歳出合計 25 億 4,130 万円、補正額 6,940 万円を 6,016 万円。計 26 億 1,070 万円を 26 億 146 万円に。

続いて、第 2 表「1. 追加」を削除し、「2. 変更」を「1. 変更」に改める。

以上でございますので、どうかご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

**議長（立石隆教）** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

**3 番(宮崎良保)** 提案理由の中で、ひとつだけお伺いをいたしたいと思います。

学校給食は戦後間もない食糧難の時にできたと申されました。しかし、1952 年ですか、講和条約が結ばれたときに、戦後救済資金が来なくなることを理由に大蔵大臣から廃止をすることができましたけれども、教職員、保母、PTA などから学校給食の存続の要求が高まり、1954 年に学校給食法が制定されています。このことは学校給食が児童及び生徒の健全な発達を保障するとともに、学校給食の目標を定め、教育の一環として位置づけるということで、学校給食が始まっております。このことは、国から提出されたものではなく、教職員、保母、PTA からその存続の要求が高まったことで、この学校給食が始まったと書いてありますが、このことについて、浦議員はどのような考えを持っていますか。伺います。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**7 番（浦 英明）** ただいまの宮崎議員の質問に対してお答えします。

今日の質疑の中でもですね、私質問したと思うんですけども、この食糧つちゅうのはですね、戦後、さっき提案理由の中で述べたように、ほとんどもう行き渡ってですね、より良い食事が提供されていると思うんですよ。だから、反対にこういった過敏性を持つ子が増えていると、アレルギー対策をどうするのかというような質問もしたわけでございますので、私の考えといたしましては、食糧状況は整っておると。こういうような考えです。

**議長（立石隆教）** 宮 崎 議 員

**3 番（宮崎良保）** 私は、学校給食がですね、PTA とか教職員、保母さんから出てきて、これになったということを聞いております。そのことをどう考えるかという質問でしたので、そのことについてお伺いいたします。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**7 番（浦 英明）** 先ほど、何年頃というふうに言われたんですけど、そこら辺

をちょっと聞き損じましたので、もう一度、ちょっと言ってもらえませんか。それからまた答弁したいと思います。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** それでは読んでみたいと思います。

学校給食は、戦後間もない食糧難の時に一日に一食も食べられない子どもたちが多く、子どもたちに一日も早く学校給食を、との運動が教職員を中心に巻き起こり、ついに学校給食実施の普及奨励についての通達文が出され、1947年、不十分ながらも実施されたのが始まりです。そして1952年、講和条約が結ばれた時に、昭和28年ですかね、戦後救済資金が来なくなることを理由に大蔵大臣から廃止が出されました。しかし教職員、保母、PTAなどから学校給食の存続の要求が高まり、1954年学校給食が成立したとあります。このことについてどう思いますか。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** まだ私がお宅の質問の中身をよく把握できていないんですけど、もう少しこう分かりやすく、私がどういうふうに答えたらいいのか、内容をもう少し、こう…。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 浦議員は、学校給食が戦後間もない食糧難のときに生まれたので、今は栄養とか何とかが良くなったのでこれは要らないという判断をした、と言いました。しかし現在の学校給食はですね、1954年、昭和29年、ちょうど高度成長期の始まった頃ですかね、これがPTAや教職員から提出されて成立したということになっております。もし浦さんの言うとおりの食糧難が今なくて、豊富な食糧があるのに弁当がいいということであれば、当然これは廃止になる、そのまま廃止になると私は考えてるんですけど、現在もまた、新たに新しい法律の中で、この学校給食が存続されております。そのことについて、この学校給食についての浦さんの考え方について、ちょっと伺いたいなと思っております。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** その、何年に法律がどうのこうのと、法律を並べ立てておりますけども、要するに給食をどういうふうに思ってるかということを知りたいんですけど、そが簡単には言ってもらえれば良かったんですけどね。

私はですね、最初言ったとおりの、やっぱり給食に対しては、もう、何て言いますか、世間一般にもう広まった。だからこれをもう止めていいということではないんですけども、この法律はいろいろ改正になります。最近では、いつやったですかね？21年、22年だったですかね。まあ、食育の推進とかそういう法律も改正されておりますし、法律は段々とそういうふうに食糧事情と

か世の中の流れに鑑み、変わってくるわけですよね。私としてはもう給食というのですね、ちょっといろいろな問題点があるというふうに認識しておりますので、私は給食ではなくて弁当がいいのではないかと、こういうふうな認識を持っております。

**議長（立石隆教）** 浦議員、お座りいただくわけにいきませんか。

（浦議員「立ったほうがよかごたるばってん」）

**議長（立石隆教）** いえ、発言する時には起立をして、というのがあって、その都度そうしていただくほうが、よっぽどの理由が無い限りは。よろしくお願ひします。

宮崎議員

**3番（宮崎良保）** 浦議員の「様々な問題」ちゅうのは、そのアレルギー問題ちゅうのが一番の懸案事項だと思っております。先ほど事務方の説明のとおり、小値賀町には今のところアレルギー体質の人はいないということでありまして。今後ともそういったアレルギー体質の子どもたちを作らないためにも、私は学校給食が必要ではないのかなと考えておるんですけど。アレルギーがそんなに心配なその理由ちゅうのが、主な理由があればひとつ教えていただきたいと思ひます。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** アレルギーに対しましては、質疑の中で教育長が答弁されたとおり、幼稚園・保育所、それから小学校、これは次長もだったかな、それから中学生、そういった中には今のところ現在いないということで、大体安心はしておりますけども、やっぱり給食はずっと続けていくわけでありまして、これは町長に聞かんと分かりませんが、何十年続けるのか何百年続けるのか、私はよく分かりませんが、やっぱり継続するということは、それだけ下の子が段々増えてくると、そういった場合に鑑みて、やっぱりそういったアレルギーを持つ子が増えてくるのではないかと、まあ先々を、老婆心ながら心配して申し上げてるところです。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。末永議員

**4番（末永一朗）** 浦議員に1点だけお尋ねしますけれども、何か頭から小値賀の魚は使わないような言い方をしたんですけれども、何故そんな、まだ商店街とですね、話のほうもやっていないのにそんな言い方して…。魚を使わないという根拠が分からないので、そこら辺の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** これは先ほど提案理由の中で述べておりますけども、当町の給食共同調理場基本構想の中にそういったことが書かれているんですね。これは田川次長のほうからも聞いておりますけども、魚は生で出すわけにはいかないと。だからその、出すには加工して出さなきゃいけないと。そのためには加

工施設を作ったりと、そういった手順を踏んでいかないんじゃないかなろうかと。だから今のところは使えないと。こういった答弁を引用して言ってるわけです。以上です。

**議長（立石隆教）** 末永議員

**4番（末永一朗）** この前、次長が全協で説明した中にもですね、今実際ある魚屋がですね、養寿園とかそれから幼稚園とか、そういうふうにちゃんと自分でして、すり身にして提出しよると。そんなために、魚の売り上げよりそっちんほうが売り上げが伸びてるという説明があったんだから、もう少し、やっぱり商店街との話し合いの中でね、やる気を起こせばおそらく商店街もやってくれると思うとですよ。まだ話し合いもしとらんとに頭から決め付けるとは、あんまり私は良くないなと思っております。以上です。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** ちょっと分からないところがあったんですけども、何か自分たちですり身を作ってそれを食べるということを言ったんですかね、ひとつは。

**議長（立石隆教）** 末永議員

**4番（末永一朗）** ある魚屋さんがですね、現在やっているそうです。養寿園とか、それから幼稚園とか、それを自分で何か骨も何もとってしめて、食べるばっかにして出しよるそうですよ。そっちんほうが、自分も魚売りながらしてるけど、そっちのほうが売り上げが伸びてるように聞いておるんで。商店街もね、そこら辺を自己努力でやれば、この給食っちゅうとは商店街の起爆剤になりやせんかっちは私は思うもんですけんが、そこら辺のところを質問したわけです。以上です。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**7番（浦英明）** その話は私もなんか聞きましたね。誰かがそういうふうにしてやってると。今、末永議員が言われたとおり、結構売り上げもあつてると。私があくまでも答弁したのは、この給食共同調理場基本構想の中にあつたものを引用して言ってるわけで、やっぱりそういうふうにしたほうがそりゃ私もいいと思いますよね。それ以上に、極端に言ったらやっぱり末永議員も漁業者ですから、魚が少しでも高く売れるように、そういった努力もせないかんと思いますね。そのとおりです。はい。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。 **宮崎議員**

**3番（宮崎良保）** すいません、もう1点お願いをいたします。

4月の定例会の折ですか、否決した理由に、保護者とかPTA、商店街ですか、に説明が足りないということで否決をされました。今回、事務方、町長、教育長、必死になって説明に回って、それを了解を得ました。今度、次に商店街の自給率を上げなさい、90%以上上げなさいっっちゃうことで、その増額について

は町が負担しなさいよということで検討がなされ、それも本日の質疑の中で、町長が、それは町が負担するよという答えがありました。そういった中でこのような修正案が出るっちゅうこと自体が、私は不思議に思うんですけども、ただ単に、そういった浦さんの思いとアレルギーの思いだけでこの修正をしたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**7番（浦 英明）** 私はその時の賛成討論においては、そういうふうなことは言っておりません。他の人たちは言っておったと思いますけども、私が言わんとするところはですよ、やっぱり地産地消、さっき言った地産地消を謳いながら地産地消をやってないと。これはお宅も今言われたとおり、今度は90%ぐらいを目標にやると。しかしこれは自給率でなくてよそから買ってやるとかいうことで、これが果たして地産地消になるのか、そこ辺りもちょっと分からないんですね。そういうふうに思っております。それで、他には今言われたアレルギー問題とかですね、それから弁当は小値賀の昔からの伝統であるとか、そういった内容を鑑みて、今回、出したわけです。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

（浦議員、自席に戻る）

**議長（立石隆教）** これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

松屋 議員

**2番（松屋治郎）** 給食に対する賛成討論をいたします。原案賛成の立場から行います。

平成20年に学校給食法的大幅改正で、学校給食を活用した食育の推進が謳われております。平成25年1月、小値賀町立小値賀小学校・中学校が新設開校した。この学校新設開校の前の平成24年12月、小値賀町学校給食共同調理場基本構想が教育委員会から提出されました。その内容は学校給食の意義、学校給食の役割、学校給食の課題、小値賀町における学校給食の基本理念と方向性、施設整備と管理運営の考え方等が示されております。その内容は多岐に亘り、長期間、調査研究なされた内容であったと思われまます。

また、保護者・関係者等にも説明会も開いており、また町の給食に対するアンケート調査を行っており、過半数以上の方の理解が得られております。県下の小学校学校給食は小値賀小学校と大島分校のみが未実施であります。中学校では85%以上が実施されております。学校給食を行うことでの雇用の場の創出も考えられる。

また、本町は高齢化、基幹産業の不振等により、人口減少に歯止めがかからない状態であります。このような中、子育てしやすい町づくりを目指す必要性もあり、島民をはじめとしたU・Iターンの若者に魅力ある島づくりをする必要がある。その一環としてでも学校給食は行うべきと考えております。よって原案賛成いたします。以上です。

**議長（立石隆教）** 原案及び修正案の反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、修正案に賛成の発言を許します。 岩 坪 議 員  
**8 番（岩坪義光）** 私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。

学校給食の問題は、何度となく話があり、そのたびに協議がなされてきました。当時の町長の判断で、学校給食にいたっておりません。主な理由として、年間の維持費が必要であること、町の財政を考慮した場合、かなりの負担になることは間違いないところです。また、給食費による家庭への負担は増えることとなります。当町は漁業・農業、基幹産業であり、一般家庭における弁当に対する自家消費がかなりの部分を占めるものと思います。給食に反対する保護者の多くは、自分のところで揃えることのできる弁当でいいと思っているのです。

近年、お母さん・お父さんの作る愛情弁当、もしくは子どもたち本人が作る弁当力が再評価されております。本当の食育とは何か、もう一度考えてほしいものです。アレルギー体質の児童が完全給食を実施しているある小学校で命を亡くすという出来事が起きたことは、記憶に新しいところです。子どもに安心して食べてもらう弁当こそ、親子の絆を強めることにもなります。

長崎県で唯一、給食でないのは小値賀町だけだそうですが、むしろこれを誇りに思っているではありませんか。親が子どもの体質に合わせて食事の内容や量を決め、弁当作りを通して子どもが成長する過程で親の姿を見ることは、一番大事なことと思います。

国の借金が 1,008 兆円の中、今後の地方自治体の財政運営は厳しいものになるでしょう。将来のことを思うならしっかりと審議・協議し、本当に子どもたちの教育に今必要なものは何か、時間をかけるべきと思います。よって、修正案に賛成いたします。

討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。 宮 崎 議 員  
**3 番（宮崎良保）** 私は、議案第 47 号、平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）に対し、原案賛成、修正案の反対の立場で討論をいたします。

今回の補正は 6,940 万円を追加するもので、主な補正は、歳入で普通交付税



4,496万8,000円であり、歳出では財産管理の積立金5,905万円、学校給食924万円、農業用施設災害復旧費の799万9,000円です。特に学校給食費については、早急に推進すべきだと考えております。

今、町の最大の懸案事項は人口問題であります。この少子化社会の中で平成23年度には男子10名、女子10名の計20名の出生児が生まれ、U・Iターン者の増加により、若者の増加比率が若干ではあるが増加をしております。今こそ学校給食等を推進することで、若いお母さんたちの負担を軽減し、子育て支援や保育等の支援をして、安心して仕事や家事に専念させる環境を作ることが町の活性化に貢献すると、私は思っております。

4月定例会において否決理由となった保護者等・商店主への説明不足においても、教育長をはじめ町長や担当者が直接出向いて実施され、アンケートでは保護者の74.56%の賛同をいただきました。また、その後の懸案事項である90%以上の食材を町の商店を通した場合の経費についても、その増加分は町長との質疑の中で、その全てを町が負担するということを約束されたわけでありますから、何ら反対する理由が見つかりません。

弁当は文化といいます。しかし、決してレガシーではなく、時代とともに変化し新しい文化を形成し続けるものと思います。学校給食は成長期にある子どもたちにとって大変重要なものと考えます。議員の中でも給食を悪と言った人は皆無でありました。このことからもお分かりだと思います。だからこそ学校給食は、教育としての位置づけをしており、経費が高い・安いということだけで判断するものではないと考えます。子どもたちに最良の環境を提供することが自治体の責務であると、私は思います。よって修正案に反対し、原案に賛成するものです。終わります。

**議長（立石隆教）** 続いて、修正案に賛成の発言を許します。 **近藤議員1番（近藤育雄）** 私は、浦議員から提出されました修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

給食問題につきましては、賛否両論が渦巻く中で時間をかけて議論されてまいりました。小学校では県下唯一の未実施校であり、中学校でも絶対的な少数との認識があります。しかし、逆にそのユニークさも、本町の持つ特色のひとつであると考えております。

小学校高学年ともなれば、保護者と一緒に弁当を作る楽しさを覚えたり、時には自分で作る子どもたちも出てまいります。保護者は食べ残しなどにより、わが子の健康状態をうかがい知ることもできます。長年続いている弁当は、小値賀町の文化であるといっても過言ではありません。

時期尚早であるとか条件つきとかではなく、「食育の基本は各家庭から」という考えのもと、あくまでも弁当の伝承を強く支持する立場を貫きたく、本修

正案に賛成いたします。皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、修正案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立少数です。

したがって、修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立により採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、議案第 47 号、平成 25 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

それから、今日の議事日程の後の特別会計の残りの分については、24 日に回したいと思います。ご承知おきください。

執行部の皆さん、ご苦労様でした。

— 午 後 3 時 10 分 延 会 —